

# 厚生常任委員会

令和3年6月9日午前9時00分から第1会議室で開かれた。

## 1. 出席委員

◎齋藤 文夫  
中川 靖広  
伴 議 長

○大森恒太郎  
小城 世督

溝部真紀子  
濱 眞理子

## 2. 理事者出席者

町 長	中西 和夫	副 町 長	乾 善亮
総 務 部 長	面卷 昭男	住 民 生 活 部 長	加藤 惠三
福 祉 課 長	中原 潤	同 課 長 補 佐	細川 友希
子 育 て 支 援 課 長	中尾 歩美	同 課 長 補 佐	西川美奈子
国 保 医 療 課 長	安藤 晴康	環 境 対 策 課 長	東浦 寿也
同 課 長 補 佐	峯川 敏明	同 課 長 補 佐	乾 裕貴
住 民 課 長	関口 修	同 課 長 補 佐	小澤香代子

## 3. 会議の書記

議 会 事 務 局 長	佐谷 容子	同 係 長	吉川 也子
-------------	-------	-------	-------

## 4. 審査事項

別紙のとおり

開会（午前9時00分）

署名委員 中川委員、小城委員

委員長

おはようございます。

全委員出席されておりますので、ただいまから、厚生常任委員会を開会し、本日の会議を開きます。

初めに、町長の挨拶をお受けいたします。 中西町長。

（ 町長挨拶 ）

委員長

最初に、本委員会の会議録署名委員を私から指名いたします。

会議録署名委員に、中川委員、小城委員のお二人を指名いたします。お二人にはよろしく願いいたします。

本日予定しております審査案件は、お手元に配布しておりますとおりでございます。

初めに、1. 付託議案（1）議案第21号 斑鳩町手数料条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。 関口住民課長。

住民課長

それでは、議案第21号 斑鳩町手数料条例の一部を改正する条例について、ご説明申しあげます。

はじめに、議案書を朗読いたします。

（ 議案書朗読 ）

住民課長

本条例の改正内容につきまして、議案書末尾の要旨により説明させていただき、条例改正文、新旧対照表の説明は省略をさせていただきますので、ご了承くださいますようお願いいたします。

恐れ入りますが、議案書末尾の要旨をご覧くださいませでしょうか。

本条例の改正につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号利用法の一部が改正されたこ

とによって、地方公共団体情報システム機構が個人番号カードを発行するものとされ、個人番号カードの発行にかかる手数料を同機構が徴収することに伴いまして、所要の改正を行うものでございます。

改正内容についてでございますが、個人番号カードの発行にかかる手数料を、地方公共団体情報システム機構が徴収することができると番号利用法に定められたことによりまして、町条例に規定する必要がないことから、個人番号カードの再交付手数料に関する規定を削除するものでございます。

次に、施行期日でございますが、改正法が令和3年9月1日に施行されることから、同日に施行するものでございます。

以上、議案第21号 斑鳩町手数料条例の一部を改正する条例についての説明といたします。

委員皆さまには、よろしくご審議を賜りまして、原案どおり可決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。 濱委員。

濱委員 町で徴収している、もとの800円というのは変わらないのでしょうか。それと地方公共団体情報システム機構というのは、どんなような感じで設置されているのでしょうか。例えば国で1か所であるとか県ごとにあるとか、そのへんのことを教えていただきたい。それから、再発行される方が再発行を申請っていうか、するときっていうのは、今までだったら役場の窓口でできたのが、どのぐらい手間がかかるっていうか、変わるところってあるのでしょうか。

委員長 関口住民課長。

住民課長 まず金額については、現行800円から変更するということは聞いておりません、現行のままです。次にJ-LISですけど、国と地方と共同して設けている団体でございまして、マイナンバーの関係、そういうものを統括的に業務を執り行っているというところでございます。

あと、申請の手続き関係でございますけれども、今、役場の窓口でやって

いただいているところですが、今後も引き続き同じ形になります。住民さんにとってはこれまでどおり特に変わることはございません。法律に規定されたことによりまして、町の条例から削除するものでございます。

委員長 ほかにご覧いませんか。

( な し )

委員長 これをもって、質疑を終結いたします。  
お諮りいたします。本案については、当委員会として、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長 異議なしと認めます。よって、議案第21号については、当委員会として、満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、2. 継続審査を議題といたします。

(1) 環境保全及びごみ減量化・資源化の推進に関することについて、理事者の報告を求めます。 東浦環境対策課長。

環境対策 課長 それでは、環境保全及びごみ減量化・資源化の推進に関することにつきまして、ご報告のほうさせていただきます。

まず、ごみ処理広域化に関する合同勉強会についてでございますが、前回の委員会以降にご報告させていただく事項は特にございません。

次に、令和2年度の廃棄物資源物の排出量などがまとまりましたので、お配りしております資料1によりまして、ご報告のほうさせていただきます。資料1をご覧くださいと思います。

資料1の1ページから3ページにかけては、ごみ排出量の種類別月別比較といたしまして、1ページ目では家庭系廃棄物、2ページ目では家庭系資源物、3ページ目では事業系廃棄物の区分での比較を表しております。

まず、1ページの家庭系廃棄物につきましては、令和2年度では、すべて

の種別で令和元年度の排出量を上回っており、全体量は約153t増加の約3,027t、率でいいますと5.3%の増加となっております。

次に、2ページ目の家庭系資源物でございます。資源化处理するために回収をいたしました7種別のうち、4段目の食品トレイ、5段目の生ごみ以外の5品目につきましては、令和元年度より排出量が増加しており、家庭系資源物全体量では約75t増加の約1,892t、率でいいますと4.1%の増加となっております。

そして、家庭系廃棄物と家庭系資源物を合わせました、家庭系全体の排出量といたしましては、令和元年度に比べ4.9%増加の約4,920tとなったところでございます。家庭系廃棄物及び家庭系資源物増加の要因といたしましては、コロナ禍の状況から、家庭で過ごす時間の増加による美化清掃の活発化や家庭での飲食機会の増加、また、古布古着などの資源回収の一時休止などにより増加したものではないかと考えております。

次に、3ページの事業系廃棄物につきましては、コロナ禍の影響から事業活動の縮小等により、事業系の可燃ごみの減少や公共施設から排出されます粗大ごみ等について、産業廃棄物として処理したことによる不燃物の減少により、令和元年度と比較いたしまして約17%の約307t減少の約1,526tとなったところでございます。

以上のことから、令和2年度の家庭系事業系を合わせました総排出量は、約6,446tとなっており、令和元年度に比べ、約1.2%の約79tの減少という結果となっております。

次に資料4ページでは、住民一人1日あたりのごみ排出量の推移及びごみ資源化率の推移をつけさせていただいております。まず、上段の住民一人1日あたりのごみ排出量の推移でございますが、令和2年度の住民一人1日あたりのごみの排出量は、713gとなったところでございます。令和元年度に比べ24gの減となり、事業系ごみの排出量の減少によるものとなっております。ちなみに、奈良県や全国と比較いたしますと、現時点では、奈良県や国のデータは令和元年度までしか公表しておりませんので、令和元年度の数値との比較となりますが、奈良県民一人1日あたりでは905g、国民一人1日あたりでは918gの排出量となっております。

次に、下のごみの資源化率につきましては、令和2年度の資源化率は、令

和元年度より6.5ポイント増の56.8%となっております。

こちら令和元年度の数値となりますが、奈良県の市町村平均資源化率は16.2%、全国の市町村平均資源化率は19.6%となっており、本町におきましては、高い数値で推移しているところでございます。

今後につきましても、ごみの発生抑制、再利用の2Rの推進や事業系ごみの排出量の削減を進めますとともに、出たごみは可能な限り資源化処理を行うことで、資源化率を高め、ごみを燃やさない、埋め立てないまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

以上、継続審査であります環境保全及びごみ減量化資源化の推進に関することにつきましてのご報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。  
小城委員。

小城委員 生ごみの件ですけれども、生ごみ回収ボックス、モデル地域だけだったと思うんですけど、今、どれぐらいの普及率というかパーセンテージって分かりますか。

委員長 東浦環境対策課長。

環境対策課長 生ごみの現在の実績ですけれども、令和2年度末でモデル自治会数が98自治会で、モデル世帯数が全体で6,930世帯となっております、令和元年度に比べ、2つの自治会、48世帯の増という状況でございます。

小城委員 ありがとうございます。引き続き増やしていただくことをお願いするのと、令和元年から世帯が増えたけれども、減っているという状況でいいんですかね。ごみの回収状況。

環境対策課長 家庭系資源物として回収しております生ごみにつきましては、世帯数が48世帯の増となっておりますが、前年度に比しまして16.28トン、生ごみの回収が減っておると、こちらコロナの関係から家庭での飲食機会が増

えまして、ゆっくり時間をかけて食事をする事でそういった食べ残しも減ってきた、食品ロスのそういった意識も向上している状況でなったのではないかとこのように考えております。

小城委員 ありがとうございます。引き続き1世帯でも多く増えていくようお願いしまして、結構です。

委員長 ほかにございませんか。

( な し )

委員長 これをもって、質疑を終結いたします。  
継続審査については、報告を受け、一定の審査を行ったということで終わります。

次に、3. 各課報告事項を議題といたします。

(1) 議案第23号 令和3年度斑鳩町一般会計補正予算(第6号)について、理事者の報告を求めます。 中原福祉課長。

福祉課長 それでは、議案第23号 令和3年度斑鳩町一般会計補正予算(第6号)につきまして、住民生活部が所管する内容について、ご説明します。

まず、歳入からご説明いたしますので、補正予算書の7ページをお開きいただけますでしょうか。第22款 町債 第1項 町債 第6目 民生債では、ふれあい交流センターいきいきの里及び町立保育園における感染防止を目的とした同様のトイレ改修等に要する費用の財源として、第1節 ふれあい交流センターいきいきの里設備改修事業債で60万円の増額、第2節 保育園設備改修事業債で230万円の増額をお願いするものでございます。

以上が、歳入の補正内容でございます。

9ページをお願いいたします。歳出予算の補正についてであります。

はじめに、第2款 総務費 第3項 戸籍住民基本台帳費では、第1目 戸籍住民基本台帳費で、役場窓口の混雑緩和を目的とするマイナンバーカードを活用した証明書交付機を役場庁舎内に設置することから、その導入に要

する費用として、第12節 委託料で、証明書交付機設定業務委託料251万5千円の増額、第17節 備品購入費で、証明書交付機の購入費517万3千円の増額、また、その運用に要する事務費用として、第10節 需用費で21万3千円の増額、第11節 役務費で12万3千円の増額、第13節 使用料及び賃借料で5万円の増額をお願いするものであります。10ページをお願いいたします。次に、第3款 民生費 第1項 社会福祉費では、第4目 老人憩の家運営費で、老人憩の家の感染防止対策として、大広間等に卓上の敷居を設置することから、第10節 需用費で26万8千円の増額、また、トイレ等における自動照明、洗面器の自動水洗化の改修を行うことから、第14節 工事請負費で195万1千円の増額をお願いするものでございます。第8目 ふれあい交流センターいきいきの里管理運営事業費では、ふれあい交流センターいきいきの里の感染防止対策として、大広間に卓上の衝立を設置することから、第10節 需用費で13万4千円の増額、また、歳入で申しあげました、トイレにおける自動照明の改修を行うことから、第14節 工事請負費で65万2千円の増額をお願いするものであります。

次に、第2項 児童福祉費では、第2目 保育園費の第14節 工事請負費で、歳入で申しあげたとおり、町立保育園のトイレ等における感染防止対策として、自動照明、洗面器の自動水洗化の改修を行うことから238万9千円の増額をお願いするものであります。第5目 児童手当支給事業費では、第12節 委託料で、児童手当施行令の改正に対応するための児童手当システム改修に要する費用として、52万8千円の増額をお願いするものでございます。

以上、議案第23号 令和3年度斑鳩町一般会計補正予算（第6号）について、住民生活部が所管する内容についての説明とさせていただきます。

委員長

報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。

( な し )

委員長

議案第23号 令和3年度斑鳩町一般会計補正予算（第6号）については、当委員会の所管にかかる事項について報告を受けたということを確認いた

します。

次に、（２）民間事業者による小規模保育事業所の整備について、理事者の報告を求めます。 中尾子育て支援課長。

子育て支援課長 それでは、各課報告事項、２番目、民間事業者による小規模保育事業所の整備についてご報告させていただきます。

資料２をご覧ください。保育所におきまして、令和３年度当初から、１歳児及び２歳児の待機児童が発生している状況の中、民間事業者による小規模保育事業所整備の計画がございますので、その概要についてご報告させていただきます。

まず、１．小規模保育事業所の概要でございます。一つ目に所在地でございますが、斑鳩町法隆寺南１丁目２番１４号に建設予定の２階建てハイツの１階部分でございます。二つ目に定員でございますが、０歳から２歳を対象としました１９名となっております。三つ目に開設時期でございますが、令和４年４月１日を予定されております。

次に、２．小規模保育事業所の運営を行う者でございますが、奈良県生駒郡斑鳩町法隆寺２丁目９番３５号を所在地とする、学校法人斑鳩学苑でございまして、平成２９年４月より、同様の小規模保育事業所として、小規模保育所ほうりゅうじを運営されております。

次に、３．小規模保育事業所の新設にかかる事業費等でございますが、保育対策総合支援事業費補助金を活用してまいります。整備費用は、現時点で学校法人斑鳩学苑が積算しております費用でございますが、約３，６００万円で、補助基準額が３，２００万円、負担割合が、国３分の２、町１２分の１、事業者４分の１となっております。

次に、４．今後のスケジュールでございますが、本日の厚生常任委員会におきまして、概要報告をさせていただいた後、事業者による近隣住民等への説明や関係機関との調整が行われ、７月に、子ども子育て会議におけるニーズ量等の見直しを経て、９月議会定例会におきまして、補助金等に係る補正予算の議案を上程させていただきます。補正予算可決後、工事着工、１０月から園児の募集を開始し、令和４年２月に工事竣工、３月に認可、４月から開園する予定としております。

次に、5. 運営補助についてでございますが、斑鳩町民間保育所運営費等補助金交付要綱に基づき支援を行ってまいりたいと考えております。

以上、民間事業者による小規模保育事業所の整備についての報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。  
中川委員。

中川委員 待機児童が出ている中で、ありがたい話だと思います。ただ、この工事竣工、2月、3月で、2か月で完成するものなのでしょうか。

委員長 中尾子育て支援課長。

子育て支援課長 工事のほうは、10月から開始される予定でございまして、2月に竣工の予定でございます。

委員長 濱委員。

濱委員 説明の中で、2階建てハイツの1階というふうに聞き取れたんですけど、その辺詳しく。建物自身がこれ全体なるんですか、それともその辺のところ。

子育て支援課長 2階建てのハイツを建設される予定をしております、それは学校法人斑鳩学苑さんではなく、違うハイツがあるんですけど、その1階部分だけを借りられて、小規模事業保育所として運営される予定でございます。

そのハイツには、5軒、一般のワンルーム的な5軒の賃貸住宅が入られる予定と聞いております。

濱委員 ということは、整備費用ということであがっているんですね。建設費用ではなくて、ということですか。

子育て支援 こちらの整備費用につきましては、外側部分については、そのハイツを整

援課長 備されるところがつくられるんですけど、中を保育所に改修される費用という  
ことで、保育所ですので、保育室を分割してつくったりですとか、あと食  
事を提供するためのキッチンをつくられたりですとか、そういった費用が整  
備費用としてあがっているところでございます。

委員長 中川委員。

中川委員 一般のハイツで、上がワンルーム5つ、その住民さんの駐車スペースも必  
要やし、19名を預かって送迎で車を駐車できるスペースって、その場所っ  
てあるのかな。

子育て支 保育所用に、住居の方とは別に駐車場の敷地内に3台程度設置される予定  
援課長 というのは聞いております。

中川委員 19名預かって3台程度で、また近隣に車を駐車して苦情でたりとかいう  
ようなことにならへんのかな、それは斑鳩学苑さんの問題やろうけど、やは  
りそういう問題起こらんように指導しておいていただきたいと思います。

委員長 ほかにございせんか。

( な し )

委員長 次に、(3)認定こども園整備に関する基本計画(案)について、理事者  
の報告を求めます。 中尾子育て支援課長。

子育て支 それでは、各課報告事項、3番目、認定こども園整備に関する基本計画(案)  
援課長 について、ご報告させていただきます。資料3をご覧ください。

以前から、一般質問におきましても、保育所の待機児童対策をはじめ、町  
立幼稚園を含めました町全体の就学前児童の教育保育施設のあり方につ  
きまして、ご心配をいただいておりますが、昨年度より、町長部局、教育委  
員会における協議を重ね、今後の方向性につきまして、一定の取りまとめを

行いましたので、その内容を報告させていただきます。

なお、本事業につきましては、子育て支援課と教育委員会事務局総務課におきまして協働して事業を進めており、明日の総務常任委員会におきましても、同様の報告をさせていただきます。

はじめに、1. 現状と課題の整理でございます。（1）幼稚園保育園の児童数でございますが、資料の表にもありますように、幼稚園の園児数は、過去5年をみましても、定員割れが続いている一方、保育園の園児数は、施設によっては、定員超過が続いており、令和元年度以降は、町内の保育園全体でみましても、定員を超過し、床面積を超えない範囲での受け入れを行っている状況となっております。資料の2ページをご覧ください。（2）現状から見た課題でございますが、①幼稚園の状況としまして、町立幼稚園3園の中でも、斑鳩西幼稚園の園児数が特に減少しており、令和3年度の園児数は、園全体で24名となっております。しかしながら、子育て世代を対象としたニーズ調査におきましては、幼稚園、幼稚園の預かり保育のニーズが高いという結果もあり、本町における幼稚園の潜在的なニーズはあると考えられます。次に、②保育園の状況でございますが、令和3年度におきましては、年度当初から待機児童が発生しており、保育施設が不足している状況にあります。今後、町全体の児童数は緩やかに減少する見込みではありますが、保護者の就労状況や生活スタイルの多様化により、保育所ニーズは、年々増加傾向にあり、今後も増加する見込みであります。また、本町の保育所の立地状況は、資料2ページの表のとおりとなっております、小学校の校区別にみますと、斑鳩西小学校区は、王寺駅へのアクセスも良く、保育ニーズが比較的高い地域ではありますが、校区内には保育所がない状況となっております。

次に、2. 今後の方策でございます。先ほどの現状と課題からみますと、待機児童解消のための新たな施設整備が必要な状況にあることは明らかでありますが、新たな施設整備にあたっては、幼稚園の潜在的ニーズがあること、保護者の就労状況や生活スタイルの多様化に柔軟に対応していくため、保護者の就労状況に関わらず利用できる、認定こども園の整備が適切であると考えております。また、認定こども園の整備にあたりましては、現在の幼稚園の運営状況や保育園の立地状況を勘案し、斑鳩西幼稚園を認定こども園に移行することにより、対応してまいりたいと考えております。

資料3ページをご覧ください。次に、(2) 認定こども園の整備手法についてでございます。①認定こども園の類型でございますが、認定こども園は、機能別に資料3ページの表の4つの類型に区分されます。本町におきましては、教育保育のさらなる質の向上や、保護者の多様化するニーズに対応するため、幼保連携型の認定こども園を整備してまいりたいと考えております。次に、②設置運営主体についてでございます。幼保連携型認定こども園の設置運営主体は、国、地方公共団体、学校法人、社会福祉法人に限定されています。幼児教育については、民間に運営を委託することが認められていませんでしたが、認定こども園法により、学校法人及び社会福祉法人による民設民営が可能となっております。このことから、本町が、認定こども園を新たに整備する方法としましては、公設公営又は民設民営のいずれかとなりますが、設置運営主体が学校法人又は社会福祉法人でなければ、施設整備に係る国庫補助を受けられないことなど、町財政への負担を考慮すると、民設民営により実施することが適当であると考えております。4ページをご覧ください。認定こども園法第34条では、公私連携幼保連携型認定こども園に関する特例として、協定に基づき市町村から必要な設備の貸付、譲渡その他の協力を得て、市町村との連携のもとに教育及び保育等を行う幼保連携型認定こども園を継続的かつ安定的に行うことができる能力を有するものであると認められる者を公私連携法人として指定することができることと規定されており、町の関与を明確にし、民設民営でありつつも、町の教育保育の方針を反映できるというメリットがあることから、今回の斑鳩西幼稚園の移行にあたりましては、認定こども園法第34条に基づく公私連携幼保連携型認定こども園として整備を進めてまいりたいと考えております。

最後に(3) 認定こども園の整備計画であります。認定こども園は、保育所と幼稚園の機能を併せもった施設でありますので、斑鳩西幼稚園を認定こども園として移行するためには、給食提供のための調理室や乳児用トイレの新設、保育室の増設などが必要であります。既存の園舎の老朽化の状況を踏まえれば、全面建て替えが不可欠であると思われまます。また、新たな施設整備につきましては、現在、斑鳩西幼稚園に在籍する3歳児が、現園のまま卒園できるよう配慮し、令和6年4月から、新たに認定こども園として開園できるよう、保護者の皆様のご意見も伺いながら、今後、詳細な整備方法、

スケジュールにつきまして検討してまいりたいと考えております。

以上、認定こども園整備に関する基本計画案についての報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。  
中川委員。

中川委員 この認定こども園が完成したら、十分、町内の園児さんは引き受けできるという見込みやねんな。

委員長 中尾子育て支援課長。

子育て支援課長 小規模保育所、来年度開設させていただくことによりまして、0歳から2歳は19名定員が増えますので、来年度当初につきまして、今、1歳、2歳の待機児童出ておりますけども、それについては解消できる見込みと考えております。しかしながら、数年後0歳、2歳の受け皿が増えることで3歳以降の保育所利用の方が増えてまいりますので、それにつきまして認定こども園を建てることによりまして、受け皿の確保ができると考えております。

中川委員 これ、斑鳩幼稚園も東幼稚園もこうしたらどないなるの。大きすぎるの。費用がいるの。

委員長 加藤住民生活部長。

住民生活部長 全体的なことを考えたうえで、まず早急に解決しなければいけないところを今回させていただいたということで、今後、委員おっしゃておられます、斑鳩幼稚園、それと東幼稚園、あと保育園の関係でも、たつた保育園、あわ保育園もいずれ園舎等も古くなってきますので、それはその時点でまた改めて検討していく必要があるというふうに認識しております。

中川委員 念のために聞くねんけど、待機児童は1歳、2歳言うたかな。

子育て支援課長 現在、待機児童数、1歳で2名、2歳で1名となっております。

中川委員 そんなことないと思うねんけど、令和3年度町外から22人来てるやんか、その中に1歳児、2歳児はやっぱりいてないねやろな。

子育て支援課長 資料1ページの町外の人数をおっしゃっているかと思いますが、これは町外の保育所を斑鳩町民で町外の保育所を利用されている人数になります。

中川委員 逆に町外からうちが引き受けている人数って分かるの。

子育て支援課長 令和3年4月1日現在で、4名となっております。

中川委員 ついでに言ってほしかってんけど、その4名は何歳児。

子育て支援課長 すべて5歳児となっております。

委員長 濱委員。

濱委員 土地とか、建物は全面建て替えということですけども、町のほうでこういう方針ということですけど、まだね、事業者の認定というのもまだ先のことですけども、何か、あてというか、名乗りをあげてはるとか、何かそういうようなことっていうのは、動きはあるんですか。

子育て支援課長 現段階でこの計画につきましては、内部での検討事項になっておりますので、特にそういったお声があるということはありません。

委員長 ほかにありませんか。 大森委員。

大森委員 現在の斑鳩西幼稚園児の3歳児が現園で卒業できるように配慮するという形で整備スケジュールつくってはと思うんですけど、全面建て替えが必要でその3歳児が卒業する令和5年という形になると整備、通いながら整備

というのが本当にできるのかなど、全面建て替えが必要でも、3歳児は6歳までいるわけじゃないですか、その辺って、まだ先のことも分からないですけど、どう考えてはるんかなと思って。

子育て支援課長 現在の町長部局と教育委員会での検討会議を重ねておまして、できるだけ安全に現園のまま、3歳児さんが卒園できるようにということで、施設の整備方法ですとか、運営の条件などにつきましても、あわせて今検討している段階でございます。

大森委員 今、西幼稚園と斑鳩西小学校の駐車場が基本的には共同になっていると思うんですけど、小学校は駐車場とかそういったところにも多分あたってくると思うんで、安全に進めてもらえた方がこちらとしても児童のことを考えると、小学生の児童もたくさん通りますんで、それだけ言わせてもらいます。

委員長 私うからひとつだけ教えてもらいたいですけども、建設費用とかですね、そういうのは具体的にどのぐらいイメージどのぐらいかかって、それは補助金があるものなのかどうか、その辺教えてもらえないでしょうか。

子育て支援課長 具体的な整備の費用につきましては、整備の方法ですとか、設備の規模などにより異なってまいりますので、現段階での算出は難しいですけれども、一般的に5億円程度かかるのかなとは見込まれております。補助金につきましては、国の補助金を活用することができまして、保育所等整備交付金、これが国3分の2、町が12分の1、事業者4分の1の負担割合になっております。こちらは保育所の部分についてこの交付金があてられまして、幼稚園部分につきましては、認定こども園施設整備交付金というのがありまして、国2分の1、町4分の1、事業者4分の1の負担割合になっております。

委員長 小城委員。

小城委員 こども園ということで、今、幼稚園、西幼稚園、東幼稚園、斑鳩幼稚園あると思うんですけど、幼稚園とまあ小学校って、まあ連携して、教育的など

ころでいうと、その幼稚園に通っているとその小学校のことを先にできたりとか、っていうことがあると思うんですけど、こども園になっても特にそれは問題なくできるんですかね。

子育て支援課長 そのあたりにつきまして、公私連携型の認定こども園とすることで、通園区域につきましても西幼稚園の今の通園区域の方を優先して入園できるように、また西小学校との、今やっただいているような連携についても引き続きやっただけのようにといったことを協定の中で謳っていくことになっております。

委員長 ほかにございませんか。

( な し )

委員長 ほかに、理事者側から報告しておくことはございませんか。中原福祉課長。

福祉課長 福祉課から1件ご報告がございます。

令和3年度の敬老会についてでございます。本年は、9月18日土曜日、いかるがホール大ホールにおいて開催させていただき予定としておりましたけれども、開催予定時期の新型コロナウイルスの感染状況を推測するにあたりまして、高齢者についてはワクチン接種がほぼ終了しているものの、変異株の影響等、感染状況が不透明な状況であり、感染予防対策を継続して必要な状況が続いていることが予想されますので、本年の敬老会は昨年度に引き続き中止とさせていただきます。ただし、昨年度同様、米寿結婚50周年を迎えられる方々に対しての記念品贈呈につきましては、対象者に対し個別に意向調査を行ったうえで、別の日を設定し役場において町長から直接贈呈できればと考えております。以上、福祉課からのご報告でございます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。

( な し )

委員長

ないようですので、これをもって、各課報告事項については終わります。  
次に、4. その他について、各委員から質疑、ご意見があれば、お受けいたします。

( な し )

委員長

ないようですので、これをもって、その他については終わります。  
次に、継続審査について、お諮りいたします。  
お手元に配布しております申出書のとおり、当委員会として引き続き調査を要するものとして、このように決定することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長

異議なしと認めます。  
議長におかれましては、継続審査の手続きをとっていただきますよう、よろしくお取り計らいをお願いいたします。  
以上をもちまして、本日の審査案件については全て終了いたしました。  
なお、本日の委員会報告のまとめについては、正副委員長にご一任いただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長

異議なしと認めます。  
それでは、閉会にあたり、町長の挨拶をお受けいたします。  
中西町長。

町 長

( 町長挨拶 )

委員長

これをもって、厚生常任委員会を閉会いたします。  
お疲れさまでした。

( 午前9時45分 閉会 )